

令和6年度いしかわ文化観光コンテンツ造成支援事業 F A Q

令和6年5月31日時点

NO	質問	回答
1	補助対象事業者となる申請者は「文化の担い手」もしくは「観光事業者」のどちらか一方のみで良いのか。	どちらか一方を申請者として構いませんが、もう一方の者は連携先に含めて下さい。また、「文化の担い手」および「観光事業者」の双方の役割を兼ねている事業者・団体の場合は、この限りではありません。（例えば、日ごろから観光客を受け入れている伝統工芸の工房など）
2	地方公共団体や地方公共団体が設立した団体が申請主体として参画する事は可能か。	申請主体となることは不可です。ただし、実行委員会や臨時的に組織された団体などの場合で、構成団体の一部となって参画することは問題ありません。
3	地方公共団体や地方公共団体が設立した団体が申請者の連携先となることは可能か。	申請者の連携先となることは可能です。
4	事業期間が2年に満たない事業でも補助対象となるのか。	対象となります。ただし、事業期間が1年以内の場合の補助額は500万円が上限となります。
5	事業期間が2年を超える事業も補助対象となるか。	対象となりません。2年の事業期間内でコンテンツ開発を完了し、補助期間終了後は自走で事業を継続していただくことが条件となります。
6	補助金の交付決定前に実施した事業にかかる経費は、補助対象経費となるのか。	補助対象経費として認められません。
7	県外に所在する者でも申請できるのか。	石川県内に住所または営業所や支店など活動の拠点を置いている者のみ対象となります。（募集要綱P4「5. 補助対象事業者の要件」を参照）
8	県外に所在する者が申請者の連携先となることは可能か。	可能です。ただし、石川県内に活動の拠点を置く事業者、団体であることが望ましいです。
9	同一の事業者が複数応募する事は可能か。	可能です。
10	連携先の変更、増減は可能か。	可能ですが、事前に変更承認を得る必要があります。また、変更により事業の要件を満たさなくなった場合は、補助を中止することもあります。
11	文化観光コンテンツとはどういったものか。	本県が有する文化資源（募集要綱P2「※3 本県の文化資源について」参照）を活用し、その文化資源の理解を深め、本県への旅の満足度を高めるコンテンツとなります。
12	文化観光コンテンツの開発に向けたニーズ調査は、採択対象となるのか。	コンテンツ造成に向けたニーズ調査は対象となります。また、モニターツアー後の課題抽出など一連の文化観光コンテンツ造成事業の一部として行う調査についても補助対象となります。ただし、コンテンツ造成が伴わない、調査事業のみの申請は不可とします。
13	体験スペースの確保に向けた部屋の改修など設備工事費は補助対象となるのか。	当補助金では、新たな文化観光コンテンツの開発に必要な場合に限り、設備の導入や軽微な施設の改修等に係る経費について、200万円を上限に補助の対象とします。

NO	質問	回答
14	開発した文化観光コンテンツのプロモーションのみでも、採択対象となるのか。	新たに開発・磨き上げを行った文化観光コンテンツについて、プロモーションのみを実施する場合も対象となります。ただし、プロモーションに係る経費の補助額の上限は200万円とします。また、既存のコンテンツや事業者・団体が行う通常のプロモーションにかかる経費は対象外とします。
15	既存事業の磨き上げに関する事業でも応募出来るのか。	本事業の趣旨に沿った磨き上げを行うことで新たな価値を創造する事業であれば補助対象としますが、企画内容の磨き上げ・発展的要素や将来的な需要・継続性をしっかり示してください。
16	申請書等に不備などがなく、すべての申請要件を満たしていた場合、必ず本補助金を受けられるのか。	本事業の予算額には上限があるため、補助対象事業は審査により採択を決定します。優れた取り組みから優先的に採択となるため、申請要件および目的に合致していても、予算の上限に達した場合には採択されない場合があります。あらかじめご了承ください。
17	発注が3月、納品が4月など、年度をまたいだ作業経費は補助対象になるのか。	年度をまたいでいても、補助期間中であれば対象とすることができます。この場合、当該経費は支払いを行う年度に計上してください。
18	補助金の概算払いは可能か。	可能です。ただし、年度ごとに補助金の交付申請手続きをするため、各年度内での交付決定額の範囲内で必要があると認めるときに、交付決定額の80%を限度額として概算払いをすることとします。
19	他の補助金の給付を受けることは可能か。	県観光連盟以外の補助金について、自己負担額の範囲内での給付を受けることは可能とします。ただし、本補助金とは他の補助金制度が併用を認めていない場合はその限りではありません。当該補助金の事務局へ確認してください。
20	利益が出た場合の取り扱いはどうなるのか。	補助対象経費から差し引く事とします。 例) 補助対象経費1,500万円として20万円の利益が出た場合は、補助対象経費は1,480万円となります。
21	専門家の伴走支援は具体的にどういった内容となるのか。	事業内容に応じて素材発掘や、旅行商品化への磨き上げ、販売促進など課題解決に必要な専門家を派遣し、事業者に伴走し、自走・継続に向けた事業のブラッシュアップを目指すものです。コンテンツの企画、誘客の仕組みづくり、プロモーション等の各分野の専門家が具体的なノウハウを提供します。
22	専門家の伴走支援は、申請者が補助事業の中で経費を負担しなければならないのか。	県観光連盟が派遣する専門家の経費は県観光連盟が負担します。ただし、県観光連盟が派遣する専門家とは別に、申請者が補助事業の中で独自に専門家を招聘し、事業の企画・運営に対する助言等の支援を求める事を妨げるものではありません。
23	伴走支援を行う専門家はどのような支援を行うのか。	旅行商品の造成や観光地経営、マーケティング、情報発信、ブランディングなど、コンテンツ造成に必要な知識、スキルを有する複数の専門家の中から、事務局と申請者が協議し、それぞれの事業に応じた専門家を派遣します。申請者は、これらの専門家の助言等の支援を受けながら事業の企画・運営に取り組みます。

NO	質問	回答
24	一部県外の文化資源を活用したコンテンツについても補助対象となるのか。	県内の文化資源を活用したコンテンツであれば補助対象としますが、対象の範囲、補助額については、あらかじめ双方協議の上決定します。
25	交付申請の段階で、事業認定された補助額を超えた補助額を申請することは可能か。	できません。交付申請額は事業認定された補助額を上限に申請できます。
26	複数年事業について、各年度の補助額を変更することは可能か。	各年度の補助額の変更は可能です。ただし、当初に認定した補助額の総額を超えることはできません。
27	収入・支出の内容を証する関係書類や会計帳簿を5年間保存する旨の記載がありますが、具体的に何をいつまで保存する必要があるのでしょうか。	<p>補助金の収入・支出に関する帳簿、請求書・領収書・振込書等の支払に関する証拠書類、補助対象活動の収入・支出に関する預金通帳等です。</p> <p>なお、これら帳簿等については、補助対象活動に係る収入・支出が明確にわかるように整理し、補助事業が完了した日の属する会計年度終了後5年間保存してください。（例、令和8年3月31日（令和7年度）に助成事業を完了した場合は場合は、令和13年3月31日（令和12年度末）まで保存することになります。）</p> <p>なお、この間、必要に応じて、（公社）石川県観光連盟の職員が活動の実績等を調査する場合がありますので、閲覧できる形で保存してください。</p>